

○障害福祉サービス利用の流れ

- 1 利用申請 市町村担当窓口へご相談ください。
障害福祉サービスを受ける場合には市町村窓口に申請が必要です。
- 2 サービス等利用計画
(案) 作成依頼 特定相談支援事業所と計画相談支援の契約を結ぶ。
サービス等利用計画案の作成を依頼します。
- 3 障害支援区分認定調査 現在の生活や障害の状況について聞き取り調査。
調査内容は全国共通です。 (児童の場合は調査不要)
- 4 障害支援区分認定 認定調査結果、主治医意見書を基に審査会で審査・判定が行なわれる。
障害支援区分が認定される。
※介護給付の支給には認定支援区分調査が必要。訓練等給付のみの利用の場合は支援区分認定は行いません。
- 5 サービス等利用計画
提出 作成したサービス等利用計画（案）を市町村へ提出。
事前に関係者で計画案の確認のための会議を開催します。
- 6 支給決定・
受給者証の交付 サービス等計画案、障害支援区分をふまえて、障害福祉サービスの内容
や支給期間が決定。受給者証が交付されます。
- 7 支援会議 特定相談支援事業所を中心に、利用者本人、家族、サービス事業者を交
えて、サービス調整、利用方法の確認する会議を実施。
- 8 サービス等利用計画
作成 支援会議の結果に基づいて、サービス等利用計画書を作成。
- 9 サービス契約・
利用開始 サービス等利用計画に基づき、サービス事業所や施設と契約。
サービス利用開始。
- 10 モニタリング実施 定期的に特定相談支援事業所により、サービスの利用状況等の確認を行
います。